

新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベントの開催基準（改定案）

令和2（2020）年4月 日

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部

本県における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえ、令和2年4月8日以降に県が主催するイベントの開催基準を、以下のとおり定める。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら、適宜見直すこととする。

1 開催基準

以下に掲げる項目について感染リスクの評価を行い、判断する。

実施する場合には、いわゆる「3密」をはじめ、下記2の感染防止対策を徹底的に講じることを条件とし、それが実施できないと判断される場合には、延期又は中止を検討する。

- ① 開催規模（参加人数、参集する範囲。屋内で50名以上が集まるイベントについては、慎重に検討する。）
- ② 開催場所（換気の状態）
- ③ 開催期間・時間（同一空間での滞在時間）
- ④ 参加者同士の距離（近距離又は対面）
- ⑤ 参加者の特性（高齢者や基礎疾患を有する者又は国の緊急事態宣言の対象区域内に居住する者が集まるイベントについては、慎重に検討する。）
- ⑥ 不特定多数か否か

2 イベントを開催する場合の感染防止対策

イベントを開催する場合は、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議がとりまとめた「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年3月19日）の別添「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」に基づいた感染防止対策を講じることとする。

特に、別添2の「クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避」に掲げられた対策の徹底を図るものとする。

3 その他

- (1) 県が後援するイベント等についても、本基準の遵守を依頼する。
- (2) 市町、関係団体、民間等が実施するイベント等については、本基準を参考とするよう周知する。